

「マイナンバーカード」の取得促進および災害時の対応機能強化に 関する要請について

平成30年3月8日
日本商工会議所

2016年1月より利用が開始されたマイナンバー制度は、国民の共通番号を通して行政事務の効率化や、社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるとともに、個人の公的身分証としての機能をはじめ、行政手続きの簡素化、災害時における援助など、国民にとって利便性の高い公正・公平な社会を実現するための、重要な社会基盤である。また、わが国が、I o t、ビッグデータ、A I等の先端技術を駆使してスマート社会（Society5.0）の実現を目指す中、官民の様々なデータ基盤との連携を図り、生産性向上や地域経済活性化に取り組んでいくうえでも、マイナンバー制度は、データを紐付ける重要な鍵となる。

商工会議所では、その重要性に鑑み、これまで制度の円滑な導入を要望し、中小・小規模事業を対象としたセミナーの開催、内閣府と協働したパンフレットの作成・配布、機関紙等での普及啓発などを通じ、マイナンバーの収集・保管・運用方法等の周知活動に協力してきたところである。

しかしながら、国民がマイナンバー制度の利便性を享受するための「マイナンバーカード」の発行枚数は、現時点で約1,300万枚に留まっている。現在政府においては、平成29年3月に策定された「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」にもとづき、その取得促進に取り組まれているところであるが、カードを普及させるためには、日常生活に便利な機能に加え、近年多発・激甚化する災害時において国民の生命を守り、安心・安全な暮らしを確保する機能強化が必要である。

については、カードの取得促進および災害時の対応機能を強化するため、下記のとおり意見を申しあげる。

1. 「マイナンバーカード」の取得が進まない原因の分析と対策

マイナンバーカードの取得促進を図るためには、何よりカードの取得が進まない要因の分析が必要である。すでにカードを取得している人はどのような目的や利便性を感じて取得に至り、そうでない人はどのような理由で取得に至らないのか、可能な限り具体的に状況の把握を行うことが不可欠である。

例えば、「そもそも何に利用できるのかわからない」といった利用機会の少なさの問題、「平日の自治体の窓口時間にカードを取りに行かなければならない」といった手間の問題、あるいは「紛失や個人情報流出のリスクが怖い」といった安全性の不安を指摘する声もある。

こうした国民の声を正確かつ具体的に把握する実態調査を行い、年齢層等の違いによる意識やニーズの変化を分析した上で、国民目線にたった解決策を講じるべきである。^{*1}

2. ワンカード化による利便性の向上（公的身分証との統合促進）

マイナンバーカードの取得を促進するためには、カードの携帯によって得られる様々な場面での利便性を高める必要がある。そのためには、公的身分証としての機能をさらに高めることが有効であり、運転免許証や健康保険証等といった、既存の公的身分証との統合（ワンカード化）を進め、「日常生活に不可欠なカード」とするべきである。

また、特に健康保険証との統合については、「日本再興戦略改定2015」においてその方向性がすでに打ち出され、平成30年度からは医療保険における「オンライン資格確認」が開始されることとなっているが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるような仕組みを検討すべきである。

^{*1} 名古屋市では平成29年10月、マイナンバー制度に対する市民の意識調査を実施、マイナンバー制度に最も期待するものとして6割が行政手続きの簡素化と回答。また平成29年7月に東京都大田区が行った調査でも、マイナンバーカードの所有者がカード活用により最も期待するものとして「区役所窓口での手続きの簡素化」（45.6%）と回答している。

3. 安全性に関する正確な情報提供と取得促進キャンペーンの実施

マイナンバーカードの取得促進のためには、より広く国民にその意義を理解してもらおうとともに、紛失や個人情報流出リスクに関する誤解や不安を払拭する必要がある。また、セキュリティに関する政府の認識や各自治体の対応にも齟齬が見られる。これはカードの安全性に関する統一的でわかりやすい情報提供が行われていないことを示しており、政府は早急にその対策を講じるべきである。

また、カードの取得促進には、政府による一層の積極的な広報・PRも重要であり、新たなカードの愛称（例えば「マイカ」など）を作るなど、国民が親しみを持つようなイメージアップ戦略も必要である。

併せて、カード交付手続きの円滑化も必要である。現状ではカードの受け取り時間帯が自治体の窓口時間内に限られ、受け取りにかかる個人的負担が大きいため、社会人が受け取りやすい夜間の交付や休日交付をさらに拡充するとともに、即日交付の体制整備についても検討すべきである。

例えば、東京都荒川区では、マイナンバーカード取得促進キャンペーンを実施し、写真無料撮影サービスを行っており^{*2}、このような行政機関のきめ細かな対応が望まれる。

4. 国民の生命と安心・安全な暮らしを確保する災害時の対応機能拡大

東日本大震災では、被災3県で1万5千人以上の死者が発生し、そのうち、高齢者の占める割合は7割近くに上った。こうした教訓からマイナンバー法では、災害対応時における個人番号の利活用範囲について、被災者支援給付や被災者台帳の作成などを規定しているが、現時点においてマイナンバーを通じた被災者本人の健康保険や介護保険の利用状況、持病等の情報が把握できるようにはなっていない。

今後予想される首都直下型地震や南海トラフ大地震といった大規模災害をはじめ、重篤な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが

^{*2} 例えば、東京都荒川区では平成29年11月から平成30年3月まで「マイナンバーカード取得推進キャンペーン」を実施。カード申請時における証明写真の無料撮影、郵送方式によるカード交付、申請書送付用封筒の使用期間延長の対応を行っている。

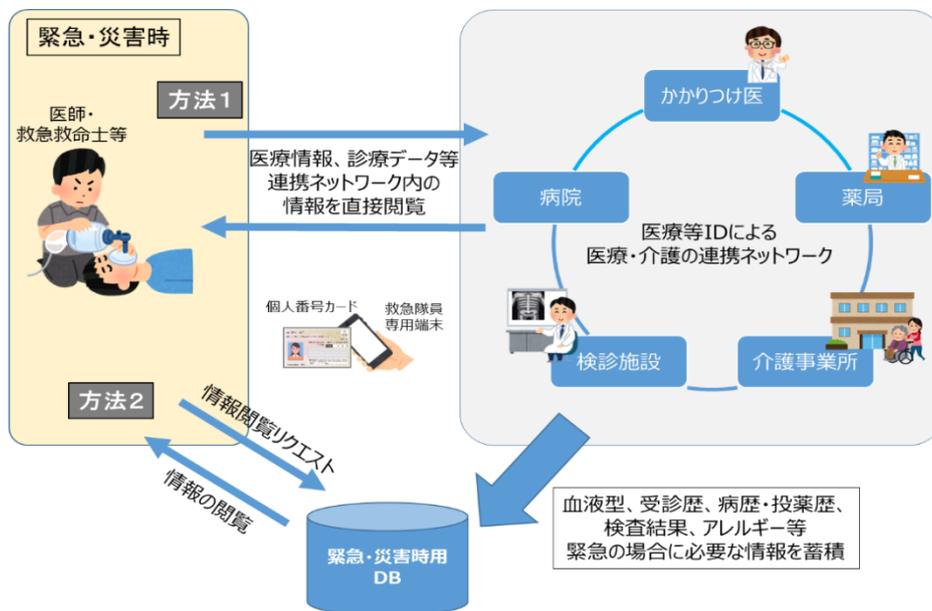
果たし得る役割は大きい。

従って、マイナンバーカードのさらなる普及に取り組む上でも、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるIDカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。

なお、政府では「医療等ID」の構築を通じて個人の医療情報、診療データ等の共有化を進めている途上にあるが、マイナンバーと医療等IDとの連携はこのような理由からも是非とも実現を急ぐべきである。もしこれに長期の時間を要するのであれば、被災時や救急時等に特に必要となる本人の基本情報についてのみアクセス、閲覧できるような方法も検討すべきである。

例えば、前橋市では、同様の実証実験を準備している段階であり*3、このような取り組みが全国レベルで横展開されるよう、政府として後押しすることも選択肢のひとつである。

<災害時におけるマイナンバーカードの活用イメージ>



以上

*3 群馬県前橋市内では、病院で作成された診療情報の画像データを、別の医療機関がマイナンバーカードを利用して閲覧することを可能にしている。患者が大病院から診療所等に移行する際の負担を軽減し、効率的な医療提供が可能となる。なお、現在は、救急患者のマイナンバーカードを専用端末で読み取り、処置を施す際に配慮すべき病歴や投薬歴等を即時に確認できるシステムの実証実験を検討している。